

変更理由書

案件名：令和7年度御前崎港岸壁(-12m)(改良)既設構造物撤去工事(その2)

受注者：株式会社橋本組

本工事は、令和7年10月31日付で株式会社橋本組と契約し鋭意施工中であるが、以下の理由により変更を行うものである。

1. 潜水探査及び簡易探査を追加する。

(適用条文: 特記仕様書7-7(1)(3))

2. 灯浮標の撤去を追加する。

(適用条文: 契約書第19条)

3. 大型土のうの復旧を追加する。

(適用条文: 特記仕様書7-5(4))

4. 被覆石の撤去・運搬・仮置数量を精査変更する。

(適用条文: 特記仕様書9-2(3))

5. 埋没消波ブロックの撤去を追加する。

(適用条文: 契約書第19条)

6. 三角ブロックの撤去を追加する。工事内容の追加に伴い工期延伸を行う。
(当初工期) 令和7年10月31日～令和8年2月27日
(変更工期) 令和7年10月31日～令和8年3月26日

(適用条文: 契約書第19条)